株式会社喜ら里介護サービス

「利用者への虐待防止に関する指針」

1.法人施設・事業所における虐待防止に関する基本的考え方

本法人及び事業所は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

⑴身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

⑵性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

⑶心理的虐待

利用者に対する著しい暴言・著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動・著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑷介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置・前三項に掲げる行為と同様の行為の放置・利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑸経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること・利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止検討委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

⑴虐待防止検討委員会

・委員会の委員長は、法人代表とする。
・委員会の委員は、経営本部長・事業部長・総務部長・各施設ホーム長又は主任とする。
・委員会は、年１回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

【委員会の審議事項等】

・虐待の防止のための指針の整備に関すること
・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
・職員が虐待等を把握した場合に、相談・報告ができる体制の整備に関すること
・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑵虐待防止に関する責務等

・虐待防止に関する統括は総務部長が行い、責任者は各事業所のホーム長とする。
・虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止検討委員会で示す方針に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など、日常的な虐待の防止等の取組みを推進する。
・虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し早期発見に努めなければならない。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

⑴職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。
⑵この指針に基づく研修は、各事業所の運営規定に定められた回数以上を行うとともに、新規職員採用時には必ず研修を行う。これらの研修内容については、記録に残すものとする。

4.虐待が発生した場合の対応方法について

⑴虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
⑵事業所の責任者は、虐待の実態・経緯・背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
⑶事業所の責任者は、虐待防止検討委員会において、調査内容・再発防止策について報告する。
⑷虐待防止検討委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査・再検討を事業所の責任者に指示する。
⑸虐待について、法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに、虐待防止検討委員会が主導して対応する。
⑹虐待について、市町村の調査が行われる場合は、事業所の責任者が対応する。
⑺虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

⑴虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事業所責任者等への報告を行う。
⑵虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事業所責任者及び市町村に第一報として報告を行うとともに、事業所責任者は利用者家族へ虐待の実態・経緯・背景の調査・再発防止策を速やかに行う旨を伝える。
⑶事業所責任者は、虐待防止検討委員会で承認された、虐待の実態・経緯・背景・再発防止策を利用者家族等及び市町村へ報告する。

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、家族が居ない又は家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人・事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会・市町村・国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝える。

8.利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示する。

9.その他虐の防止の推進のために必要な事項

3 に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

この指針は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
この指針は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。